

2026年度

KCC友の会募集

お申込み後 審査をさせていただくため
プレー当日の入会は出来ない場合があります。

- 名称 甲府国際カントリークラブ友の会(略称KCC友の会)
- 資格 クラブの規約を厳守し、クラブの名誉や信用を傷つける
ことなく秩序の保てる方(クラブ会員資格と同等の審査による)
- 受付開始 2026(R8)年3月1日～2026(R8)6月30日
※受付開始期間より1ヶ月以降の入会の場合、バースデー特別割引
券と同時入会特別割引券の特典は ございません
- 募集人数:200名
- 適用期間 2026(R8)年4月1 日から 1 年間
※お申込み後 審査をさせていただきます
- 入会金 無料
- 年会費
- ・新規申込:12,000円(消費税込)
- ・継続申込:10,000円(消費税込)
- ※現金のお支払いに限らせて頂きます。

甲府国際カントリークラブ 友の会事務局

<http://www.kcc-golf.com> TEL:055-264-2711

甲府国際カントリークラブ友の会 (ビジター)

友の会のプレー料金割引きと特典

KCC友の会

全日 自社WEB予約&電話予約料金より

1,000 円 O F F

(月曜日～日曜日・祝日) ※12月31日除く
※当クラブ定例コンペでの割引は適用外です。

※割引プラン・セールプラン・スループラン・ハーフセルフ
など特別設定プランは割引対象外です)

※インターネット予約は『公式HP(JGO)』と『バリューゴルフ1人予約ランド』のみ適用です

- 特典 ①プレー料金割引き(1R)
②セルフプレー2B・3B割増料金
平日無料・土日祝 2B有料 3B無料
③1. 5R時の追加グリーンフィ無料
④バックティ使用可能
⑤バースデー特別割引券(2,000円)
⑥同時入会特別割引券(2,000円)
⑦ハーフセルフのみ1組1名でプレーOK

KCC友の会 入会申込書

「KCC友の会」会員として入会いたしたく右記規約を了承し、下記のとおり申し込みます。

お 申 込 日 2026(R8) 年 月 日					
ご 入 会 の 会 員 種 別 に ○ を つ け て く だ さ い。					
【 入 会 】					
新 規 申込料：12,000円（消費税込み）			継 続 申込料：10,000円（消費税込）		
氏 名	フリガナ			性 別	
				男 ・ 女	
住 所	〒 ー ※マンション・アパートの場合は建物名・部屋番号までご記入願います				
T E L	携 帯			ご 希 望 連 絡 先	
	自 宅			自 宅 ・ 携 帯	
生 年 月 日	T ・ S ・ H 年 月 日 （満 歳）				
同 時 入 会 者					

※ご記入いただいた個人情報はダイレクトメール等による営業料金案内及び法律等に基づくもの以外には使用いたしません。

当コース記入欄					
会員番号		会員期間			
入金日		副支配人		担当	

甲府国際カントリークラブ友の会規則

- 入会資格
- 第1条本規則は、友の会会員相互の円滑なゴルフ場利用を促進するとともに、その地位を定めるものである。
- 第2条クラブは事務局を会社内におき、必要により、その都度審議し友の会会員を決定する。
※当クラブにおいて過去にトラブルがあった方は固くお断りいたします。
- 第3条友の会会員は別途定める年会費を納入することにより、別途定める料金値引等を受けることができる。
ただし、納入された年会費は事の如何を問わず、返却しないものとする。
天災地変又は気象状況などにより休業するときは、利用できないものとする。
- 第4条プレーの予約申込みは4カ月前の同日から受け付け、その方法は電話および公式ホームページからとする。
万一、他社の予約サイトなどから予約したときは、値引等を受けることはできない。
- 第5条会社は、都合により有効期間の満了をもって、友の会を終了することができる。
- 第6条友の会会員の資格は、他に使用又は譲渡および名義変更することができない。
- 第7条友の会会員は、次の場合その資格を喪失する。
1.退会 2. 除名 3. 死亡
- 第8条友の会会員が次の各号に該当するとき、その資格を停止又は除名することがある。
1.本規則に違反したとき。
2.入会後暴力団等の反社会的勢力又はその関係者であることが判明したとき。
3.友の会の名誉を毀損し、又は社会通念に反する行為があったとき。
4.年会費および利用料金などの支払遅延があったとき。
5.諸係員の指示に従わないなど、素行不良と判断したとき。
6.その他、当クラブを利用することが好ましくないと判断したとき。
- 第9条本規則に定めない事項については、一切を事務局において審議決定する。

- 第10条付則
- 1.本規則は平成27年4月1日より制定実施する。
2.本規則は平成28年9月1日より改定実施する。
3.本規則は令和3年4月1日より改定実施する。
4.令和5年4月1日より【いつでも友の会】【平日友の会】を統一しKCC友の会に改定実施する。